

新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金

新型コロナウイルスの感染症の影響により労働者に対して、一時的に休業させ、当該労働者の雇用の維持を図ろうとする事業主に対して助成金を支給します。

※国の雇用調整助成金（支給率10分の9）の支給決定を受けた中小企業者に対して上乗せの助成を行います。

助成対象者

以下のすべての要件に該当する中小企業者に対して、助成金を支給します。

①事業主の区分に応じそれぞれの要件を満たすこと

法人：町内に営業所を置いていること

個人：(a) 町内に営業所を置いていること

(b) 町内に住所を有していること

②愛媛県労働局長から国の雇用調整助成金（支給率10分の9）の支給決定を受けていること

③町税及び国民健康保険税を滞納していないこと

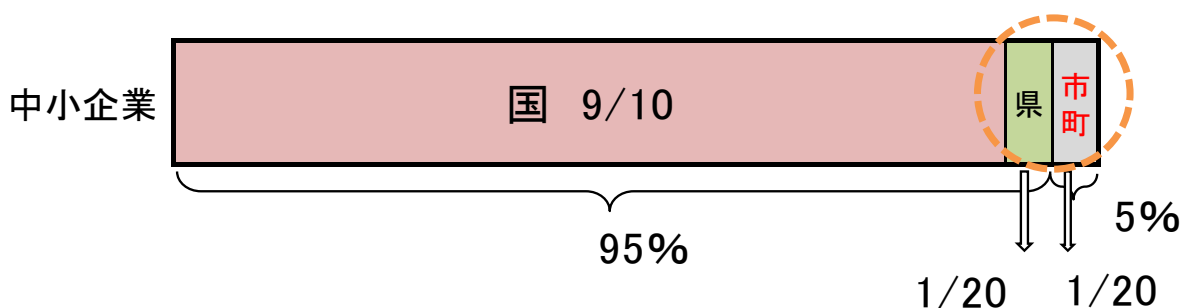
④暴力団員等でないこと

⑤他の市区町村から本補助金と同種の補助金の支給を受けていないこと

助成金額

国の雇用調整助成金の支給決定額の18分の1の額（上限：100万円）

※ 円未満の端数は切り捨てます。



必要書類

申請には以下の書類が必要です。

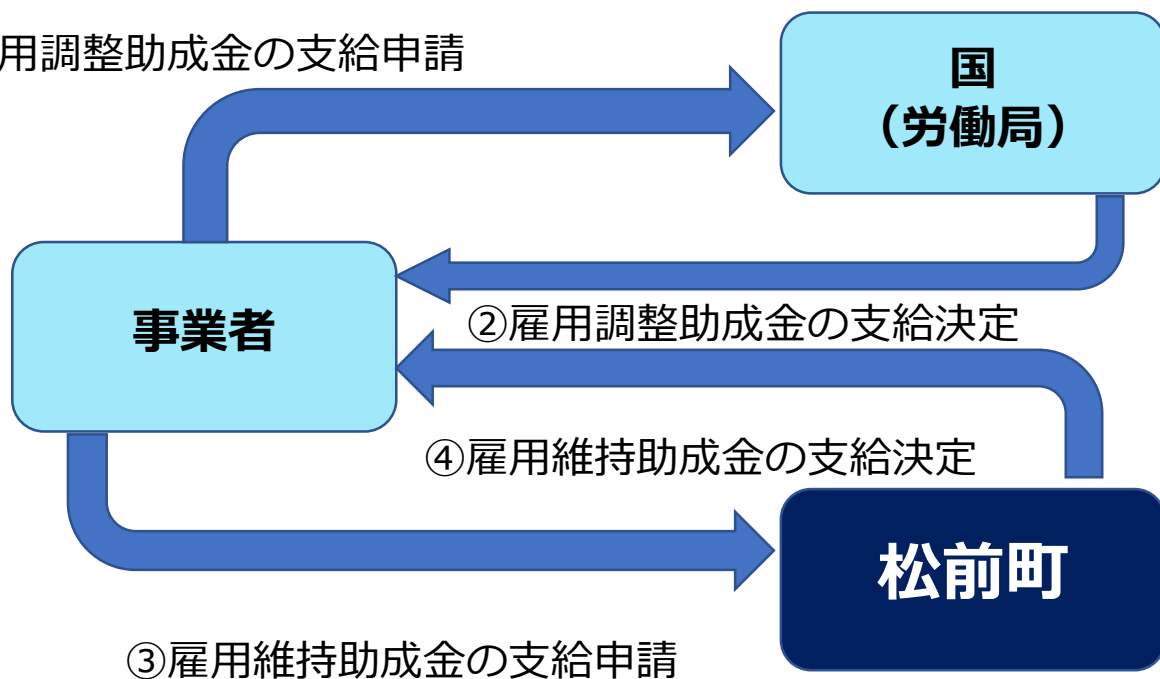
①新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給申請書兼請求書（様式第1号）

- ②雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- ③雇用調整助成金等に係る申請書類の写し
- ④助成金の算定書（参考様式）
- ⑤口座振替依頼書（既に町へ口座登録がある場合は不要）

申請事務の流れ

申請にあたっては、先に国へ雇用調整助成金を申請し交付決定を受けた後、町へ申請いただきます。

①雇用調整助成金の支給申請



【お問い合わせ】 松前町大字筒井631番地 松前町産業課商工水産観光係
TEL: 089-985-4120 E-mail: 212syoko@town.masaki.ehime.jp